

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 当会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はありません。
ただし、事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用してください。
- (5) その他会議開催中の秩序を乱すなど、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。